

令和元年8月16日  
大臣官房官庁営繕部

### 大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日、石垣メンテナンス株式会社（法人番号 5010001036665）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

#### 【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 鶴岡 清史

契約第二係長 井上 泰行

TEL 03-5253-8111（内線23154・23155）

TEL 03-5253-8231（夜間直通）

FAX 03-5253-1541

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
石垣メンテナンス株式会社	5010001036665	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

## 2 指名停止措置期間

令和元年8月16日～令和元年10月15日（2ヵ月）

## 3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

## 4 事実概要

上記事業者は、東京都の発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた。

## 5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第5号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 指定区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」

## 7 別表第2関係

四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。